

【重要】必ずお読みください

令和4年度大学等奨学生採用候補者の皆さんへ

貸与奨学生採用候補者のしおり

この冊子は、貸与奨学生採用候補者となった人が、大学等への進学後に奨学金の貸与を受けるために必要な手続きについて記載しています。

給付奨学生採用候補者となった人は、併せて配付する冊子「給付奨学生採用候補者のしおり」もお読みください。

〔ご注意〕

- 本冊子が入っている封筒の裏面の記載と中身を照合し、書類がそろっているかを確認してください。
- 進学後の手続き等について確認し、進学後は、速やかに「進学届」を提出してください。



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

貸与奨学生採用候補者となってから必要となる手続きの流れ

現在

○ 確認 すぐに次のことを確認しましょう。

- ・渡された書類がそろっているか（封筒裏面）
- ・進学を予定している学校が貸与奨学金を受けることができる対象校か（3ページ）
- ・進学後に受けることができる奨学金の内容（4ページ～）

○ 進学前の準備 決定通知の内容を確認し、進学に向けた準備をしましょう。

- ・進学後に必要な金額等の確認、検討（6ページ～）
- ・奨学金振込口座の開設（10ページ）
- ・「連帯保証人」「保証人」「本人以外の連絡先」の選任、依頼（11ページ～）
- ・「国の教育ローン」の申込み（15ページ）【該当者のみ】
- ・「入学時必要資金融資」の検討（16ページ）【該当者のみ】
- ・「進学前準備チェックシート」（同封）への記入 

○ 書類の準備 進学時に必要な書類を用意しましょう。

- ・進学時に提出が必要な書類を用意し、紛失しないよう保管（17ページ）
- ※「採用候補者決定通知」を紛失した場合、奨学金の振込みが大幅に遅れる場合があります。

貸与奨学金を受けられる学校へ進学（令和4年4月～）

○ 進学時の手続き すみやかに「進学届」を提出（入力）しましょう。

- ・必要書類の提出（18ページ）
 - ・「識別番号」の受け取り
 - ・「進学届」の提出（インターネットによる入力・送信）（18ページ）
- ※提出期限は進学後、すぐに進学先へ確認しましょう。

○ 採用

- ・「奨学生証」等の受け取り、奨学金の振込開始（18ページ）
 - ・「返還誓約書」の提出（19ページ）
- 奨学生として採用された後は、「返還誓約書」を提出する必要があります。

○ 貸与中の手続き（20 ページ）

○ 奨学金の返還（21 ページ～）



採用候補者が進学して貸与奨学金を受けられる学校（貸与奨学金対象校）

貸与奨学金を受けられる学校は、下表で貸与対象としている学校種別・課程です。
なお、令和4年度中に対象校へ進学しなかった場合、採用候補者としての資格を失います。

学校種別・課程		貸与の可否	備考
大学 短期大学	学部・学科	○	貸与対象です。
	通信教育課程 放送大学	×	スクーリングの受講者は、進学後に申込みが可能です。希望する場合は、進学後に進学先の学校に相談してください。
専修学校	専門課程	○	貸与対象です。
	通信教育課程	×	スクーリングの受講者は、進学後に申込みが可能です。希望する場合は、進学後に進学先の学校に相談してください。
	高等課程・一般課程・ 附帯教育（附帯事業）	×	奨学金を受けることはできません。
その他の学校 （予備校・語学学校・職業訓練校等）		×	奨学金を受けることはできません。

※貸与対象の場合でも、正規の学籍で在籍する場合があります（「科目等履修生」「聴講生」等は不可）。



外国籍の方へ

外国籍の方は、次のいずれかの在留資格を有している方のみ、貸与を受けられます。

「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」

- ※1 「定住者」は、将来永住する意思のある人に限ります。
- ※2 在留期限が進学日前になっている場合、在留資格の更新手続きを忘れると、奨学生に採用されません。
- ※3 進学時に改めて在留資格等を申告していただく必要があります。
- ※4 上記以外の在留資格であることが判明した場合は、採用を取り消し、振込済みの奨学金全額をすみやかに返金していただくことになります。

【本冊子の用語】

あなた	 貸与奨学生採用候補者に決定した本人
JASSO	 日本学生支援機構
採用候補者	... 貸与奨学生採用候補者（貸与奨学金の予約を申し込んで選考に通った人）
決定通知	 「大学等奨学生採用候補者決定通知」（採用候補者として決定したことの通知）
進学届	 進学したことの届出（進学後にインターネットで行います。）
生計維持者	... 父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（例えば、祖父または祖母等）
社会的養護を必要とする人	18歳となる前日までに（奨学金申込時点で18歳になっていない人の場合は、奨学金申込時点で）次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人 ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称） ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者 ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者 ・里親

確認①

「決定通知」の記載内容

「決定通知」に記載されている内容を確認し、「進学前準備チェックシート」の「決定通知の記載内容」欄へ転記しておきましょう。（決定通知は、「進学先提出用」と「本人保管用」に分かれており、ここでは「本人保管用」を表示しています。）

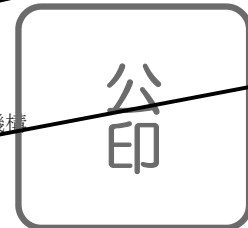
この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和4年度大学等奨学生採用候補者決定【本人保管用】

令和●年●月●日

登録番号	99999901-100-00999			
学年等	3	年	10	組
	出席番号		A000001	
氏名	学校用 見本 様 (ガツウヨウ ミホ)			

独立行政法人
日本学生支援機構



(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和4年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。

ついては、あなたが令和4年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。）し、学校の定める期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

記

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金			
		第1希望	第2希望	第3希望	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与	第一種奨学金	第二種奨学金	希望する

選考結果	給付奨学金	貸与奨学金		
		併用貸与(※1)	第一種奨学金	第二種奨学金
	候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分	候補者決定	—	—

要件確認(※2)	国籍・在留資格等	○	○	—	—
	家計に関する基準	○	○	—	—
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	—	—
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	—	—
	必要書類の提出(※3)	○	○	—	—

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。

※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類未提出等の理由による判定不可を含む。）、「—」は申込時に希望していない（もしくは希望順位の高い種類が決定した）ため未判定であることを表します。

※3 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「マイナンバー」、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書（該当者のみ）等です。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

	給付奨学金(注1)	第一種奨学金(無利子)(注3)	第二種奨学金(有利子)	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)
利用条件	支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
申込時の 選択内容 (注2)	貸与額	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度	機関保証	人的保証	人的保証
	利率の算定方法		利率見直し方式	利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国・公立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表（給付奨学生採用候補者のしおり）参照）に記載の（ ）内の金額となります。なお、支援区分は家計の状況により毎年度10月に見直されます。

注2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります）。

注3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国・公立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額」以外の月額）からの選択となります。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

進学届提出用パスワード（半角英数字10桁）

ABCDE98765

※ 進学後の手続きに必要になります。

確認①

「決定通知」の記載内容

①登録番号

採用候補者に付与される番号です。

②氏名

氏名が正しいことを確認してください。

特に「カナ氏名」が違っていると奨学金の振込みができません。

※小文字は、すべて大文字で表記されています。（訂正の必要はありません。）

例) ショウガク ⇒ シヨウガク

③申込内容

あなたが申し込んだ奨学金の種類を記載しています。

④選考結果

奨学金の種類ごとに、「採用候補者」に決定したか、採用候補者とならず「不採用」であったかを記載しています。

⑤選考結果の内訳

あなたが申し込んだ奨学金について、各要件の該当状況を「○・×・ー」で記載しています。

⑥採用候補者となった奨学金の内容

採用候補者として決定した奨学金の内容です。

※第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合、給付奨学金の「支援区分」が毎年10月に見直されることに伴い、第一種奨学金の貸与月額も毎年10月に見直されます。

⑦進学届提出用パスワード

パスワードは、「進学届」の提出（18ページ）に必要です。

パスワードは【本人保管用】にのみ記載されています。

管理には十分注意してください。

確認②

決定内容の確認

「決定通知」に記載されている内容を確認してください。

次の項目は「進学届」の提出時（18ページ）に**変更ができます**。

項目		説明 ページ	備 考
1	奨学金の辞退 （全部辞退）	—	進学できなかった場合を含め、 <u>辞退の手続きは不要</u> です。「進学届」を提出しなければ、すべての奨学金を辞退したものと扱います。
2	一部奨学金のみ辞退	—	労働金庫の「入学時必要資金融資」（16ページ参照）を利用する場合、「入学時特別増額貸与奨学金」を辞退しないでください。
3	あなたの氏名	—	氏名に変更がある場合でも、 <u>進学届ではひとまず採用候補者決定通知に記載されている氏名を入力します</u> 。進学届提出後に、別途改氏名等の手続きが必要となります。
4	あなたの生年月日	—	変更（訂正）がある場合、進学後、進学先の学校の奨学金窓口に申し出てください。
5	あなたの性別	—	
6	貸与月額	7ページ	貸与奨学金は、卒業後、返還が必要です。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用しましょう。
7	「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与額	9ページ	
8	利率の算定方法	9ページ	
9	返還方式	21ページ	
10	保証制度	—	返還方式を「所得連動返還方式」と選択した第一種奨学金は、「機関保証」とする必要があります。
11	奨学金振込口座	10ページ	

※「進学届」提出（入力）後に変更できる内容については、20ページを参照してください。

進学前に追加して奨学金を申し込むことはできません。

進学後に進学先の学校を通じて申込みをしてください。

例）第一種奨学金の採用候補者となった人が第二種奨学金も希望する場合 等

(参考)

奨学金の種類と金額に関する事項

1. 第一種奨学金（無利子）の貸与月額

月額の 種類	大学		短期大学・専修学校（専門課程）					
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
最高月額 以外の月額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

注意① 該当する区分ごとに定められた範囲内の金額を選択できます。ただし、最高月額（太枠部分）は、「決定通知」に「最高月額利用：可」と記載されている人のみ選択可能です。「最高月額利用：不可」の人は、該当する区分の太枠以外からの選択となります。

注意② 自宅外月額は、進学した月から自宅外通学している場合のみ選択できます。進学月の翌月以降に自宅外通学となり自宅外月額を希望する場合、「進学届」を自宅通学として提出後、進学先の奨学金窓口で相談して通学形態の変更手続きを行ってください。

※「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者（原則父母）のもとから通学すると学業に支障が生じる等の理由から、生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活することをいいます。

注意③ 専修学校（専門課程）のうち、独立行政法人が設置する専修学校は「国立」、地方独立行政法人が設置する専修学校は「公立」の月額が適用されます。

注意④ 給付奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の月額が制限（「併給調整」といいます。）されます。併給調整後の貸与月額は昼間部と夜間部で異なります。詳細はJASSOのホームページにて確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html



※給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する人で「自宅外通学」を選択する場合、当初は自宅通学の貸与月額が振り込まれます。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。

2. 第二種奨学金（有利子）の貸与月額

2万円～12万円の中から、1万円単位で選択できます。

※私立大学の下記課程を履修する人で月額12万円を選択した場合、増額月額を受けることができます。

医・歯学課程：4万円（基本月額12万円＋増額月額4万円＝合計16万円）

薬・獣医学課程：2万円（基本月額12万円＋増額月額2万円＝合計14万円）

3. 併用貸与について

併用貸与の採用候補者になった人は、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます（一方を辞退して、第一種奨学金又は第二種奨学金の一方のみを受けることもできます）。併用貸与の場合、貸与総額（返還総額）が多額になる場合がありますので、本当に併用貸与を必要とするかよく考えてください。利用する場合は、卒業後に返還することを考えて貸与月額を慎重に選択してください。



進学後に新たに給付奨学金の申し込みを希望される方へ

- 進学前に貸与奨学金のみを申し込み、採用候補者となった方は、進学後に、進学先の学校(※1)を通じて給付奨学金を申し込むことができます(※2)。

※1 給付奨学金の支給を受けられる学校は、国又は地方自治体から授業料等減免や給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校です。対象校は文部科学省ホームページで公開されていますので確認してください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

※2 進学前に給付奨学金を申し込み、家計基準により不採用となった(「家計に関する基準」が「×」となった)場合、4月に進学後すぐに、同じ種類の奨学金を申し込んでも判定の際に基準となる年収等の対象年度が予約採用と同じであるため不採用となりますが、進学後1年目の秋頃もしくは進学後2年目以降に申し込む場合は、採用される可能性があります。

なお、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が地方税情報に反映される前に支援の必要がある場合は、急変後の年収見込みにより要件を満たすことが確認されれば、給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

- 第一種奨学金と併せて給付奨学金を利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が、給付奨学金の支援区分等に応じて、減額(または増額)されます(「併給調整」といいます)(※3)。

併給調整により、第一種奨学金が減額となる場合は、機構にて精算処理(相殺)を行い、一時的に第一種奨学金の支給が止まったり、精算処理ができない場合(併給調整により第一種奨学金の貸与月額が0円となる場合)は返金をお願いすることがあります。

なお、第二種奨学金は給付奨学金と併せて利用する場合でも、貸与月額の併給調整はありません。

※3 給付奨学金と併せて利用する場合の第一種奨学金の貸与月額(併給調整後の月額)については、JASSOのホームページで確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

(参考)

奨学金の種類と金額に関する事項 (続き)

4. 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額

10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から、いずれか1つを選択します。

5. 利率・利子(第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金)

(1) 利率について

返還利率は、選択した「利率の算定方法」に基づき、貸与終了時に決定します(年3.0%が上限)。

利率の算定方法

「利率固定方式」：貸与終了時に決定した利率が返還完了まで適用される方式

「利率見直し方式」：貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直す方式

※1 JASSOが奨学金交付のために借りていた資金を貸与終了時に借り換えた財政融資資金の利率(「利率固定方式」を選択した奨学金に対しては固定利率型、「利率見直し方式」を選択した奨学金に対しては5年利率見直し型の利率)が適用されます。

※2 財政融資資金の借り換えと併せてJASSOが債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの金額で加重平均した利率が適用されます。

参考

令和3年3月貸与終了者の利率固定方式による年利率は0.268%、利率見直し方式による年利率は0.004%となっています。

(2) 増額貸与(増額月額(7ページ)や入学時特別増額貸与奨学金(9ページ))を受けた場合の利率

増額貸与を受けた場合の返還利率は、基本月額に係る利率と、増額部分に係る利率をそれぞれの貸与額で加重平均して決定します。

① 基本月額に係る利率：前記(1)の利率

② 増額部分に係る利率：基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率

(財政融資資金の利率が3.1%を超える場合は、財政融資資金の利率)

(3) 利子について

第二種奨学金は、利子付きです。在学中は無利子ですが、貸与期間終了の翌月1日から利子が発生します。また、初回返還期日までの期間に据置期間利息が発生します。なお、返還期限猶予(22ページ参照)中の期間については、利子は発生しません。



記入しましょう

7～9ページの「参考 奨学金の種類と金額に関する事項」を参考にしながら決定通知の内容を検討し、検討結果を「進学前準備チェックシート」の2-1. ～ 3. までの「検討後の内容」欄に記入しましょう。

準備①

【全員】奨学金振込口座の準備

奨学金は、奨学生本人（あなた）名義の口座に振り込みます。進学するまでに使用できる口座を必ず用意してください。

	使用できる	使用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行）
口座	<u>本人名義</u> の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座



記入しましょう

「進学届」では、正確に振込口座情報を届け出る必要があります。

「進学前準備チェックシート」5. に、通帳等に記載された口座情報を正しく記入しましょう。

(1) ゆうちょ銀行以外の銀行等の場合

(2) ゆうちょ銀行の場合

準備②

【全員】保証制度を利用するための準備

（「連帯保証人及び保証人」、「本人以外の連絡先」の依頼）

貸与奨学金を受けるためには、保証制度を選択する必要があります。

保証制度を利用するためには、あなた以外の人に下表の役割をお願いすることになります。

選任する予定の人に、選択した保証制度別に下表の内容を説明したうえで選任することをお願いし、承諾をもらってください。奨学生採用時に、正しくととのえた「返還誓約書」（19ページ参照）を進学先の指定する期日までに提出できない場合は、採用を取り消すとともに、振込済みの奨学金の全額を速やかに返金していただくことになりますので、注意してください。

【依頼する役割・内容】

	機関保証	人的保証
お願いする役割	<u>「本人以外の連絡先」（1人）</u>	<u>「連帯保証人」・「保証人」（各1人）</u>
役割の内容	JASSOがあなたと連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号等を照会できる人のことです。 ※保証の義務はありません。	<u>連帯保証人</u> 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。 <u>保証人</u> あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。返還すべき金額が請求額の2分の1であることを主張できます（分別の利益）。また、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（検索の抗弁権）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（催告の抗弁権）。
条件	あなたの住所・電話番号等を把握している人をお願いしてください。	「連帯保証人・保証人の選任条件」（12～13ページ） ※条件に該当する方を選任できない場合や、提出書類（19ページ）をそろえられない場合は、 <u>機関保証に変更してください。</u>
必要手続	「返還誓約書」に署名してもらう必要があります。	「返還誓約書」に自署・押印（実印での押印）したうえで、必要書類（19ページ）を提出してもらう必要があります。 ※貸与中または返還中に、奨学金の貸与額・返還額に変動のある変更（月額の変更等）の申請をする場合には、そのつど連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）および印鑑登録証明書の提出が必要になります。



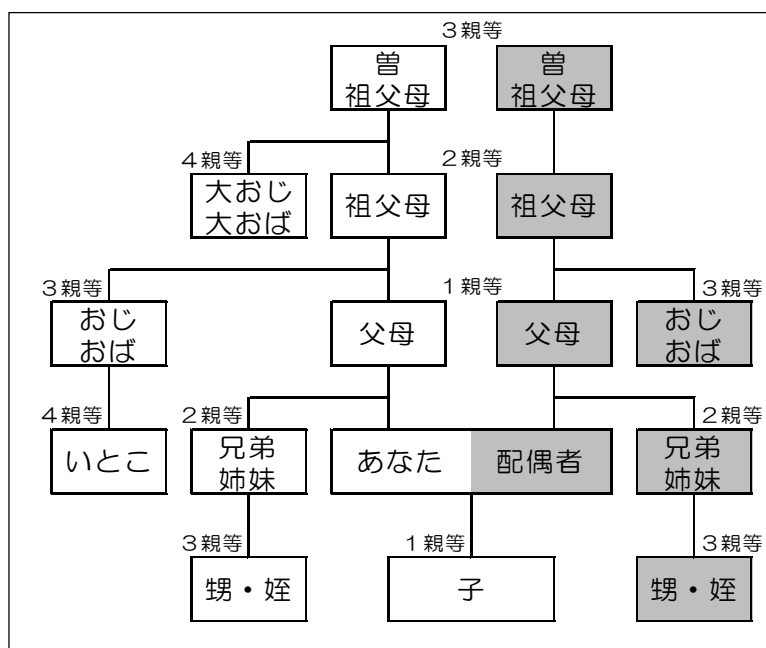
記入しましょう

お願いをする予定の人が選任条件（12ページ参照）を満たしているかを確認したうえで、承諾をもらった方について「進学前準備チェックシート」4. に漏れなく記入しましょう。

(参考) 連帯保証人・保証人の選任条件

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば等】
あなたの父母。 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族。(※)	① 父母以外の人。 ② あなた及び連帯保証人と別生計の人。 ③ 連帯保証人の配偶者・婚約者でない人。 ④ 4親等以内の親族。(※) ⑤ 進学届提出日時点で65歳未満の人。(※)
連帯保証人・保証人共通の条件	① あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ② 未成年者・学生・債務整理中(破産等)の人は選任できません。 ③ 貸与終了時(貸与終了月の末日時点)にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

4親等以内の親族とは、「4親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族」のことをいいます(下図参照)。ただし、4親等以内であっても「連帯保証人・保証人共通の条件」を満たしていない場合は選任できません。(※)については、次の【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。



(参考)**連帯保証人・保証人の選任条件****【代替要件】**

連帯保証人については「4親等以内の親族」、保証人については「4親等以内の親族」又は「65歳未満」であることの条件を満たさない場合、「貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であることを示す書類として「返還保証書」及び資産等に関する証明書類を提出することにより選任できます。

具体的には次の条件A～Cのいずれか1つ以上を満たす必要があります。事前に、その人の収入・所得や資産等に関する証明書類により基準を満たすことを必ず確認してください。

	条件	証明書類
A	給与所得者：年間収入金額 $\geq$ 320万円	所得証明書、源泉徴収票等
	給与所得者以外：年間所得金額 $\geq$ 220万円	所得証明書、確定申告書の控え等
B	預貯金残高 $\geq$ 貸与予定総額	預貯金残高証明書
C	固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額	固定資産評価証明書

上記のA～Cを組み合わせる返還予定総額の保証を証明する場合は、以下のとおりとします。

組合せ	条件
A+B	年間収入 + (預貯金残高 $\div$ 16(年)) $\geq$ 320万円 (※)
A+C	年間収入 + (固定資産の評価額 $\div$ 16(年)) $\geq$ 320万円 (※)
B+C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 $\geq$ 貸与予定総額
A+B+C	年間収入 + (預貯金残高 + 固定資産の評価額) $\div$ 16(年) $\geq$ 320万円 (※)

(※) 320万円は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は220万円となります。

(参考)

保証人の選任に関するQ & A

このページでは、特にお問い合わせの多い「保証人」の選任に関するQ & Aを掲載していますので、参考にしてください。

Q 1 離婚して親権を失った父（母）親を保証人に選任できますか。

Q 2 養子縁組により親権を失った実父（実母）を保証人に選任できますか。

Q 3 配偶者の父（母）を保証人に選任できますか。

A 条件付で保証人に選任できます。あなた（採用候補者本人）及び連帯保証人と別生計の方であって、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により「貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有する」と認められる方（12～13ページ参照）であることが条件です。

※進学届提出時に、保証人の「あなたとの続柄」を「父」（「母」）ではなく「その他（知人等）」として入力する必要があります。また、「返還誓約書」を提出する際に、保証人の「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出が必要です。

Q 4 令和4年3月に成人する兄（姉）を保証人に選任できますか。

A 4 進学届に入力する誓約日時点（令和4年4月以降）で成人している兄（姉）については、次の

①・②の条件を両方とも満たせば、保証人として選任できます。

① 学生でない方（学生である方は保証人に選任できません）

② あなた及び連帯保証人と別生計の方

※兄姉は2親等の親族であるため、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出は不要です。

上記の場合でも、特に、「連帯保証人・保証人共通の条件」（12～13ページ参照）について、条件に合致していることを確認してください。

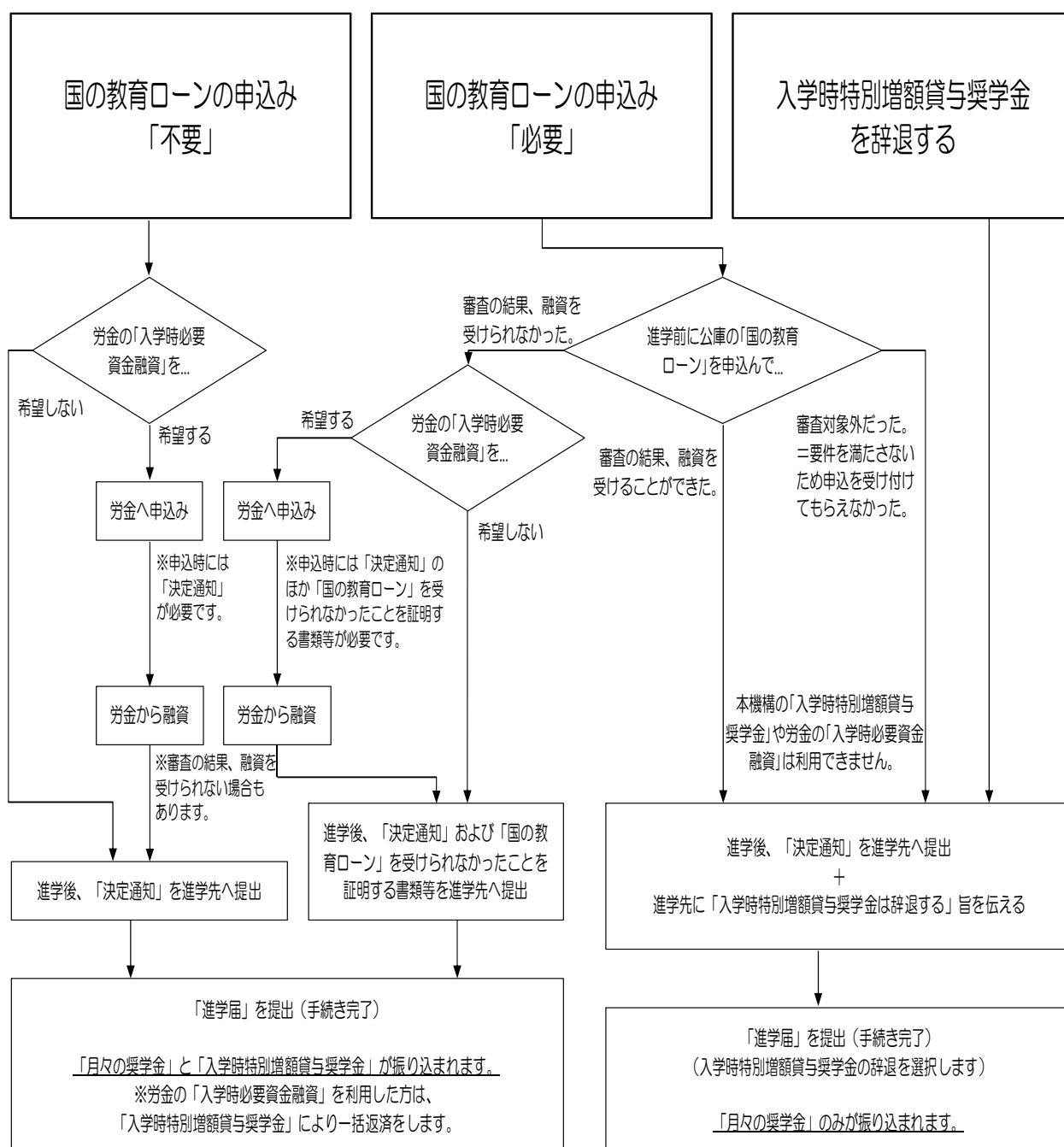
(1) あなたの配偶者・婚約者は選任できません。

(2) 未成年者・学生・債務整理中（破産等）の方は選任できません。

(3) 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の方でなければ選任できません。

【該当者のみ】「入学時特別増額貸与奨学金」を受けるまでの手続き

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を申し込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生・生徒を対象とする奨学金です。決定通知の「2. 採用候補者となった奨学金の内容について」の入学時特別増額貸与奨学金の欄に書かれている内容を確認し、以下のフローチャートに沿って、手続きを進めます。（決定通知に、「国の教育ローンの申込み：不要」と書かれている場合、日本政策金融公庫への「申込み」は不要です。）



記入しましょう

進学前までの手続きが終わった（もしくは利用しないことを決めた）段階で、「進学前準備チェックシート」3. の「検討後の内容」欄に記入しましょう。

1. 労働金庫の「入学時必要資金融資」（以下、「つなぎ融資」）とは

JASSOの「入学時特別増額貸与奨学金」は進学後に貸与するものであり、進学前に必要な資金に充てることはできません。

「つなぎ融資」は、「決定通知」に記載された「入学時特別増額貸与奨学金」（奨学金申込時に選択した金額）の範囲内で、進学前に必要な資金を労働金庫が融資するものです。

「つなぎ融資」を利用した場合、進学後に振り込まれる「入学時特別増額貸与奨学金」により、利子を含めて一括で返済することになります。

2. 「つなぎ融資」を受けるまでの手続き

「つなぎ融資」を申込む際は「入学時特別増額貸与奨学金」を受けることができることを証明する書類を労働金庫に提出することが必要です（17ページ「進学時に用意する書類の最終確認」の「○」が記載されている書類）。

※進学先によっては、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、つなぎ融資を利用できない場合がありますので、ご注意ください。

詳細は、別紙『入学時必要資金融資のご案内』（該当者のみ配付）に記載されています。利用を検討する際は、別紙を必ずお読みください。

準備⑤

進学時に用意する書類の最終確認

下の表であなた自身が用意する必要のある書類を確認し、**進学後**、進学先の学校から指示のあった際にいつでも提出・確認ができるよう、用意しておいてください。

○進学先へ提出が必要なもの

●「進学届」提出（入力）の際、手元に置いておく必要のあるもの

—用意不要

書類の名称	書類の内容・注意点	「入学時特別増額貸与奨学金」の利用		
		利用する		利用しない
		『国の教育ローン』 申込 必要	『国の教育ローン』 申込 不要	
「採用候補者決定通知」 【進学先提出用】	決定通知の裏面に必要事項をすべて記入したうえで、進学先に提出してください。	○	○	○
「採用候補者決定通知」 【本人保管用】	「進学届」を入力する際に必要な「パスワード」が記載されています。	●	●	●
「進学前準備チェックシート」	決定した内容について、変更する必要があるかを確認し、結果を記入します。確認結果は進学後、「進学届」で入力する際に必要な情報です。	●	●	●
「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」	『国の教育ローン』を利用できなかった旨を申告するための書類です。『国の教育ローン』の申込者が記入します。該当の人にのみ、封筒に同封されています。	○	—	—
融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	『国の教育ローン』を申込み、審査を行った結果が、日本政策金融公庫より封書又は圧着ハガキで送付されます。圧着ハガキの場合は、 申込者（父母）氏名が記載されている宛名面も 併せて提出してください。	○	—	—

「採用候補者決定通知」を紛失した場合、奨学金の振込みが大幅に遅れる場合があります。紛失しないよう、大切に保管してください。

進学後① 進学後の手続き（令和4年4月進学後）

奨学金の貸与を受けるには、進学先の学校を通じて「進学届」を提出することが必要です。
学校の定める期限までに手続きを行わなければ、奨学金を辞退したものとみなします。

1. 進学時の提出書類

進学したときは、すみやかに17ページの表のうち「○」が記載されている書類を進学先の奨学金窓口に提出します。

※進学先の学校から奨学金の説明会への出席を指示された場合は、必ず出席してください。

2. 「進学届」の提出

「進学届」は、進学後すみやかにインターネットを通じて提出します。

入力期間や手順等については、必ず進学先の学校の指示に従ってください。

※病気等やむを得ない事情により学校が定める入力期間中に提出できないときは、すみやかに進学した学校に相談してください。

3. 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、貸与奨学生として採用され、奨学金の振込みが開始されます。

初回振込月は「進学届」の提出時期によって異なりますが、振込開始が5月の場合、4月分とまとめて2か月分（入学時特別増額貸与奨学金を利用する場合は併せて）振り込まれます。

※「進学届」にて入力（確認）した奨学金振込口座に誤りがある場合は振込みが遅れます。

4. 採用時の交付書類

貸与奨学生として採用されると、進学先の学校から次の書類が交付されます。

	交付書類	交付対象	交付書類の説明
1	奨学生証	全員	貸与奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について誤りがないか確認し、大切に保管してください。
2	貸与奨学生のしおり （ダイジェスト版）	全員	採用された後の手続きや返還誓約書の書き方等に特化して説明したものです。よく読んで活用してください。また、貸与中の諸手続きや、返還にあたっての注意等も記載された「貸与奨学生のしおり」は、JASSOホームページに掲載されていますので、あわせてよく読んでください。
3	返還誓約書	全員	あなたとJASSOの金銭消費貸借契約を明確にする契約書（借用証書）です。 借用予定金額、保証制度、貸与終了後の返還方法等を確認し、進学先の学校が定める期日までに、必要書類とともに必ず提出してください。（19ページ参照）
4	保証依頼書・保証料支払依頼書	機関保証制度 選択者のみ	進学先の学校が定める期日までに、「返還誓約書」と併せて必ず提出してください。（19ページ参照）

5. 「返還誓約書」の提出

奨学金の振込みが開始されると、進学先の学校より「返還誓約書」が交付されます。必要な内容を記入のうえで「返還誓約書」を進学先の学校が定める期限までに提出しなければなりません。

期限までに「返還誓約書」を正しく提出しない場合は、採用を取り消し、振込済みの奨学金全額をすみやかに返金していただくことになります。

(1) 自署押印・提出書類の一覧

「返還誓約書」の提出にあたり、余裕をもって準備してもらえよう、何が必要であるかを予め選任した連帯保証人、保証人へ伝えておきましょう。

なお、書類はマイナンバーの記載がないものを用意します。

	対象の人	「返還誓約書」※1		その他提出が必要な書類（※1）
		自署	押印	
機関保証	あなた	必要	不要	・「住民票」（※2） ・「保証依頼書・保証料支払依頼書」
	「本人以外の連絡先」に選任した人	必要	不要	なし
	親権者（※3）	必要	不要	・「保証依頼書・保証料支払依頼書」
人的保証	あなた	必要	不要	・「住民票」（※2）
	連帯保証人	必要	必要 （実印）	・収入に関する証明書類 ・「印鑑登録証明書」
	【代替要件】で選任した人			（上記に加え） ・「返還保証書」 ・資産等に関する証明書類
	保証人	必要	必要 （実印）	・「印鑑登録証明書」
	【代替要件】で選任した人			（上記に加え） ・「返還保証書」 ・資産等に関する証明書類
	親権者（※3）	必要	不要	なし

※1：進学届で希望する奨学金の種類ごとに書類の提出が必要です。

※2：あなた（奨学生本人）の住民票については、申込時にマイナンバーを提出していることにより、提出を省略できます。

※3：進学届提出時点において、あなたが成年（18歳以上）の場合は記入不要です。

(2) 割賦方法の選択

「定額返還方式」（21ページ参照）を選択した奨学金については、割賦方法を選択してください。

※「所得連動返還方式」（21ページ参照）を選択した第一種奨学金は「月賦返還」となります。

(3) 個人情報情報の取扱いに関する同意

個人情報情報の取扱いについては23ページを参照してください。

進学後② 貸与中の手続き

1. 奨学生になってから変更できない事項・できる事項

(1) 奨学生になってから（「進学届」の提出後）は変更できない事項

	事項	説明・備考
1	「入学時特別増額貸与奨学金」の額	1回の振込で貸与終了となるため。
2	（第一種＋「入学時特別増額貸与奨学金」を受ける場合） 「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法	1回の振込で貸与終了となるため。
3	機関保証から人的保証への変更	

(2) 奨学生になってからも変更できる事項

	事項	説明・備考
1	奨学金の辞退	「返還誓約書」を正しく提出した後は、いつでも辞退する（やめる）ことができます。
2	奨学金振込口座	変更できる振込口座の条件については、10ページと同じです。
3	貸与月額	給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金は、変更できない、又は、給付奨学金の支援区分に基づき変更される場合があります。
4	月額の利率の算定方法	貸与終了後は変更できません。
5	返還方式	第一種奨学金については、返還方式（21ページ参照）を変更できます。 なお、貸与終了後は「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。
6	連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先	変更する際も、選任条件（12～13ページ参照）を十分に確認してください。
7	保証制度 （人的保証→機関保証）	貸与開始月までさかのぼり、保証料を一括で所定の期限までに支払う必要があります。

2. 貸与奨学金継続願・適格認定

奨学金の貸与を受け続けるためには、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

貸与期間は原則として修業年限の終期まで（4年制の大学学部であれば4年間）ですが、毎年1回、貸与の継続を希望するか否かを確認（継続願の提出）し、また、奨学生としての適格性が保たれているかの確認（適格認定）をしています。

期限までに必要な手続きを怠ると奨学生の資格を失います。また、学業成績が不振等の場合は、奨学金の貸与が打ち切られることがあります。

(参考) 奨学金の返還

貸与奨学金は「もらう」ものではなく、あなた自身が「借りる」ものであり、あなた本人が返還していく義務を負います。返還に関する手続きは以下のとおりです。

1. 口座振替による返還

① 返還方法

奨学金の返還は、貸与終了時に指定した口座からの口座振替（引落とし）となります。

利用可能な金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行(三菱 UFJ 信託銀行・みずほ信託銀行・三井住友信託銀行のみ)・信用金庫・労働金庫・信用組合・農業協同組合・信用漁業協同組合連合会及び一部の漁業協同組合

② 返還開始時期

貸与終了の翌月から数えて7か月目（3月に貸与終了した場合は10月）に始まります。

2. 割賦金（毎月の返還額）

毎月の返還額は、選択した返還方式等により次のとおりになります。

ア 「定額返還方式」の場合

返還期間（回数）が貸与総額により定まり、毎月の返還額は返還期間および割賦方法（「返還誓約書」にて以下のどちらか1つを選択）により定まります。

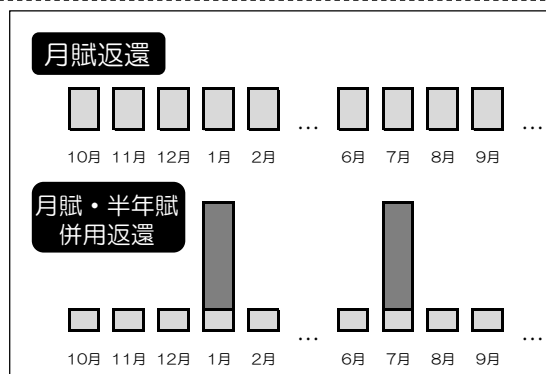
割賦方法

① 月賦返還

返還総額を毎月均等に分割して返還

② 月賦・半年賦併用返還

返還金の半分については毎月定額で返還し（月賦分）、もう半分については半年賦（1月と7月）で返還する（半年賦分）、月賦と半年賦とを併せた返還方法。



イ 「所得連動返還方式」の場合（第一種奨学金のみ）

前年の所得に応じて、その年の毎月の返還額が決まります。（毎月の返還額により、返還期間は変動します。）ただし、初年度の返還月額額は定額返還方式による返還月額額の半額とし、それでもなお返還が困難な場合は、申請により月額2,000円に減額ができます。

※毎月の返還額は、「課税対象所得×9%÷12」となります（最低返還月額額は2,000円です）。

奨学金貸与・返還シミュレーション

設定した条件にて返還額を試算するシステム「奨学金貸与・返還シミュレーション」をJASSOのホームページで公開しています。利用登録は必要ありませんので、ぜひご利用ください。

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>



3. 繰上返還

貸与終了後はいつでも繰上返還（一部または全部）ができます。利子付の奨学金を繰上返還した場合、繰上に相当する期間の利子はかかりません。

4. 救済制度

病気や失業等で返還が困難になった方のために、次の救済制度があります。

① 減額返還

毎月の返還額を1/2（または1/3）に減額して、適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度です。1年ごとに願い出て、適用期間は最長15年（180か月）まで延長可能です。

※「所得連動返還方式」を選択している第一種奨学金については、減額返還制度は利用できません。

② 返還期限猶予

経済困難等の理由の場合、原則通算10年を限度として返還期限を猶予（先送り）する制度です（1年ごとの願出）。

猶予年限特例制度（第一種奨学金のみが対象）

申込時の家計状況によりJASSOが認定した場合、卒業後、一定の収入を得るまでの間は通算期間の制限無く返還期限の猶予を願い出ることができます。

該当する場合は、決定通知の「第一種奨学金」の欄に「猶予年限特例：対象」と記載されています。

③ 在学猶予

奨学金の貸与終了後に引き続き在学（又は進学）する場合、願出により返還期限が猶予（先送り）されます。最長10年間（120か月）の適用期間の制限があります。

④ 返還免除

死亡または精神・身体の障害により就労不能と診断された場合に、願出により返還を免除する制度です。

5. 奨学金の返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。

① 地方公共団体による奨学金の返還支援（地方創生）

地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就職した方を対象に、奨学金の返還を支援する取組みが行われております。JASSOのホームページで、こうした取組みを紹介しておりますので、ぜひご覧ください。



② 企業による奨学金返還支援(代理返還)

各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するために、企業がその社員に対し、返還を支援する取組みが行われております。JASSOのホームページで、こうした取組みを紹介しておりますので、ぜひご覧ください。



6. 個人信用情報の取扱い

① 個人信用情報の登録

奨学金の返還開始から6か月が経過後、延滞3か月以上となった場合、「個人信用情報機関」にあなたの個人情報・契約の情報・返還状況が登録される対象となります。

※一度登録された情報は、延滞中はもちろんのこと、延滞を解消しても「過去に延滞していた人」として登録され続け、返還完了の5年後に削除されます。

② 個人信用情報機関に登録された場合の不利益

個人信用情報機関に「延滞者」として登録されると、その情報を参照した金融機関等から「経済的信用が低い」と判断されることがあります。

※この場合、自動車や住宅等の各種ローンが組めなくなる場合があるほか、クレジットカードが発行されなかったり利用が止められたりすることにより、各種料金（公共料金や携帯電話等）の引き落とし、ショッピング（インターネットを含む）やキャッシング等ができなくなったりする場合があります。

進学後の手続きについて、動画で確認しましょう！



奨学金の予約を申し込み、採用候補者として決定された方向けに、進学前の準備や進学後の手続き等の概要について、JASSOのホームページの動画で説明していますので、確認しましょう。

「採用候補者の皆さんへ（動画）」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/index.html>

（ホーム ＞ 奨学金 ＞ 申込みに関する手続き ＞ 進学前に申し込む（予約採用） ＞

大学等奨学生採用候補者（予約採用）に決定された方へ／動画「ガイダンスDVD」採用候補者の皆さんへ）

手続きに関するお問い合わせ先

日本学生支援機構 奨学金相談センター

奨学金の手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。

【電話番号】 0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）

【受付時間】 9時～20時（土日祝日・年末年始を除く）

（参考）

JASSOの奨学金は、入学後に所定の手続きをとることにより交付されることから、入学前に受け取ることはできませんのでご注意ください。

入学前にまとまった資金を受け取ることができるものとしては、次のようなものがあります。詳しくは、日本政策金融公庫又は労働金庫の窓口に直接お問い合わせください。

○「国の教育ローン」

日本政策金融公庫が実施しています。詳しくは日本政策金融公庫のホームページでご確認ください。

※「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となっている人で「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要」と採用候補者決定通知に記載のある方は、別紙「日本政策金融公庫のお手続きが必要な方へ」の4ページを参照ください。



○「入学時必要資金融資（つなぎ融資）」

※ JASSOの「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となっている人に限ります。

労働金庫が実施しています。本冊子の16ページ又は別紙「入学時必要資金融資のご案内」を参照ください。